

(2) 協議参加者中組合加盟者数共ノ組合名

總同盟關東合同労働組合 全員加盟

(3) 應ニ接團體名

關東合同労働組合

五、發生原因
事業主ニ於テ二月一日ヨリ實施セル従業員ノ昇給規程ハ、
七八年勤續ノ女工ニ對シテハ初給者ニ比シ其比率低下セリ
ト不滿ヲ抱ケ女工代表 清水トよ外數名ハ事業主ニ對シ
二月七日臨時昇給セラレタシト歎願セルニ因ル

六、經過

(1) 従業員 清水トよ外十五名ハ二月十六日 總同盟關東合
合同労働組合ニ執行委員 志村一美ニ對シ接助方ヲ依頼シ
会時ニ組合ニ加盟シ 以テ工場内ニ於テ急業状態ヲ續
ケ 二月二十二日午前九時組合代表 志村一美ハ 従業
員代表 井上米子 川村芳子ト共ニ事業主ヲ訪問シ

別記 (一) 歎願書ヲ提出シ折衝セルモ事業主ハ全面的ニ
容認スルニ至ラズ兩會ヲ約シテ辞去セリ

(2) 二十三日午前九時ヨリ日自警察署ニ於テ

會社側 長尾重太郎 外一名
従業員側 井上米子 外四名
組合側 志村一美 外一名

ハ會見シ 歎願書ヲ基本トシ 交渉セル結果 貨銀
五分値上即時實施其他事業主ノ讓歩ニ依リ午前十一時三
十分 別記 (二) 覺書ノ通り圓滿解決セリ

七、警察事故 ナシ

右及申(通)報候也

別記 (一) 歎願書